

令和3年度第2回豊山町都市計画審議会

議案別冊 4

議案第2号

「名古屋都市計画教育文化施設の決定について」

- ・名古屋都市計画教育文化施設の決定 意見書の要旨及び都市計画決定権者の見解

番号	意見書の要旨	都市計画決定権者の見解
1. 教育文化施設に関すること		
1	<p>防災拠点整備エリアに「臨空公園（神明公園）」を含め整備するとすれば、一体化して整備すると説明する避難所周辺区域を、県の整備エリアの一部に含め整備することに、面積的にも矛盾はなく検討すべきである。</p> <p><2通（43名）></p>	<p>愛知県基幹的広域防災拠点は、昨今の自然災害の激甚化・頻発化、切迫する南海トラフ地震への対応力を強化するため、広域かつ甚大な災害が発生した際に全国から人員や物資等の支援を受け入れ、被災地域の防災拠点に迅速かつ的確に供給する施設です。</p> <p>また、豊山町では、災害時の豊山町民の避難所を計画しています。</p> <p>この2つの施設は、災害時には異なる目的を持つものであり、施設の運用等を考慮すると、町の計画する避難所を愛知県基幹的広域防災拠点内に含めることは困難と考えております。</p>
2	<p>営農継続希望者に「神明・金剛地区」に営農地を残すように町エリアを県エリアに含めたそれぞれの計画エリアの再検討を行うべきである。</p> <p><2通（43名）></p>	
3	<p>住宅者や営農者が計画エリアと共存を図れるような計画エリアの検討を行うべきである。</p> <p><2通（43名）></p>	<p>施設の規模については消防職団員等が自然災害・火災に備えた実践的な訓練を実施するために必要な面積を踏まえお示ししています。</p> <p>また、臨空消防学校を含む愛知県基幹的広域防災拠点として、大規模災害時に県内全域の後方支援を行う施設としての必要な面積も兼ねております。</p>
4	<p>住宅・農地の希望者を集結させ、今の地に残す検討はできないか。</p> <p><1通（1名）></p>	<p>なお、豊山町の計画しているエリアについては、今回の都市計画決定施設に含まれていませんが、ご意見は今後の検討にあたり参考にします。</p>
5	<p>大きな土地があるので遊び場だけに利用せず、防災に多く利用して少しでも農地を減らさない工夫を検討すべきである。</p> <p><1通（1名）></p>	
6	<p>計画エリア北側に隣接する空港敷地内の県有地の利用と運用により、神明地区、或は金剛地区への農地・住宅集結を検討すべきである。</p> <p><2通（43名）></p>	<p>名古屋空港内の県有地は、空港として航空機の安全な離着陸を行うために必要な土地であるため、防災拠点として利用することは困難と考えております。</p>
7	<p>住宅者・営農継続希望者と計画エリアの再策定のための協議の場を設けて検討すべきである。</p> <p><2通（43名）></p>	
8	<p>住宅者・地権者らの代表と計画エリアの再策定のための検討会を設け検討すべきである。</p> <p><2通（43名）></p>	<p>臨空消防学校については、平常時及び災害時の利用から、位置、区域及び規模について、妥当と考えております。</p>
9	<p>南側駐車場を立体化することにより、東側駐車場を廃止し、跡地を公園内駐車場への乗り入れ道路に活用するよう検討すべきである。</p> <p><1通（1名）></p>	<p>臨空消防学校の駐車場は、災害時に支援部隊のベースキャンプ地として活用することとなります。そのため、大型車両が通行するための空間やベースキャンプのための平場の確保などが必要となることから、高さや幅の制限を受ける立地駐車場は適さないと考えております。</p>
10	<p>今後、神明公園を防災公園として維持していくのであれば、公園の一部（芝生広場）も消防学校にするよう検討すべきである。</p> <p><1通（1名）></p>	<p>臨空消防学校については、平常時及び災害時の利用から、位置、区域及び規模について、妥当と考えております。</p> <p>よって、臨空公園（神明公園）の芝生広場を消防学校に含めることは考えておりません。なお、災害時に臨空（神明）公園の一部（芝生広場）は、自衛隊・警察・T e c - F o r c e の集結・ベースキャンプ地として活用する計画としています。</p>

番号	意見書の要旨	都市計画決定権者の見解
2. 関連事業に関すること		
11	<p>地域住民が利用している生活道路が計画で消滅することを、都市計画説明会で参加者に説明されていないため、至急説明をすること。この生活道路をなくしてはならない。</p> <p><1通（1名）></p>	<p>地域の皆様をご利用されております、区域内の町道などが廃止となり、小牧市側へは県道として整備されます町道1号線、町道52号線や神明公園横の堤防道路を利用していただくこととなります。ご不便をおかけしますが、拡幅する道路等については歩道や自転車通行帯を設けるなど歩行者と自動車、自転車を分離することで、道路交通の安全が図られるよう努めてまいります。</p> <p>なお、説明会では、臨空消防学校を含めた愛知県基幹的広域防災拠点の整備に併せて、関連する道路の整備についてお示しました。</p>
12	<p>日々使用している道路が計画により無くなるため、迂回しなければならないのは甚だ不便だ。</p> <p>このような計画があるのに何の説明もなく、強い憤りを感じ得ない。</p> <p><1通（1名）></p>	
13	<p>計画とともに地域の様相が一変し、道路も拡張されるようだが、住民の皆さんは承知していない。去年の4月から時間は十分にあったのに、個々に訪問しなかった。突然、「計画の範囲はここです。範囲は変えられません。移動してください」の態度には「協力します」とはならない。</p> <p><1通（1名）></p>	<p>令和3年12月の「都市計画説明会」において道路の拡幅計画について、地域住民を含む豊山町民を対象に説明させていただきました。計画説明会から事業計画説明会までの7ヶ月間に災害時に必要な機能や規模等を関係機関と協議しながら定めており、曖昧な計画で地権者や地域住民の皆様にお示しすることは混乱を招く恐れがあり、その期間に訪問することは適切ではないと考えております。</p>

番号	意見書の要旨	都市計画決定権者の見解
3. 手続きに関すること		
14	<p>都市計画決定の手続きにおいて不備または瑕疵があるため、このまま手続きを進めてはならない。計画に変更が生じたからには、県との調整を改めて行い、都市計画の決定手続きをする必要がある。</p> <p>(以下理由)</p> <p>①計画地の地域及び住民の今と将来にわたっての安全・安心をはかるための方策の検討が住民らに提示されていない。</p> <p>②住民・地権者らが計画を理解するには情報提供が不十分で、場当たりの理解と周知を図ることを怠った。</p> <p>③計画及び計画エリア範囲内にあることを認識していない住宅者、地権者のことを伝え、 「都市計画説明会」を行った。</p> <p>④「計画説明会」から「事業計画説明会」までの7か月の間、計画についての情報提供や進捗情報すら伝えようとしてこなかった。また、この間に住民・住宅者・地権者・事業者らを個々に訪問し、計画への理解と協力を求めようとしてこなかった。</p> <p>⑤計画域南側の町道を拡幅するのに、町が整備を行う合理的理由を説明していない。また、計画により生活道路全てが消滅することを住民は知らされていない。</p> <p>⑥都市計画決定により、所有する土地利用に制限が課せられることを、説明会参加者・参加していない地権者らに説明していない。</p> <p>⑦計画に係る利害関係人らの意向を把握し、計画に反映させ合意形成を図ろうとする配慮に努めてこなかった。</p> <p>⑧上記⑦の不備を認め、住宅者・地権者らへの個別懇談を行ったが、懇談内容に大きなばらつきがあり、却って関係者らに混乱と不安、不信感さえ齎してしまっている。</p> <p>⑨計画エリア内にある地区防火用水設備の今後の取り扱いについて、「都市計画説明会」でも説明がなされていない。</p> <p>⑩地区自治会・実行組合組織への説明会が行われていない。</p> <p>⑪計画エリアに「野墓」があるが、使用者を対象にした説明会を行おうとしない。</p> <p>⑫町の第1回都市計画審議会で、計画の起業者である県は同席せず、町の担当が説明した。責任感・注意力・緊張感の欠如を露呈した。</p> <p>⑬住民・地権者らの意向聴取への配慮と計画への反映が著しく欠如していた状況下では、「公聴会」を開催すべきだったのに、「都市計画説明会」に代えて開催した。</p> <p>⑭計画により景観や環境などが劇的に変化することが想定されるのに、地域住民は全く知らされていない。</p> <p>< 2通 (43名) ></p>	<p>愛知県基幹的広域防災拠点及び豊山町避難所等の計画概要について、令和3年4月に地権者および豊山町民を対象に「愛知県基幹的広域防災拠点、豊山町避難所等計画概要説明会」を開催しました。</p> <p>その後、現地測量を経て、事業計画の内容が固まったため、令和3年11月に地権者を対象に「愛知県基幹的広域防災拠点、豊山町避難所及び賑わい施設事業計画説明会」を開催し、令和3年12月には豊山町及び小牧市の広報で案内のうえ「愛知県基幹的広域防災拠点に関する都市計画説明会」を開催しました。あわせて、地区委員や農業委員会、区委員会、実行組合委員会においても事業計画を説明しました。</p> <p>また、令和4年1月より、地権者を対象に個別相談を開催し、ご意見・ご要望をお伺いしております。</p> <p>これまでの各説明会の質疑応答の場や個別相談において、住民・地権者らの皆様からのご意見に回答するとともに、都市計画法に基づき説明会の開催や都市計画案の縦覧、関係行政機関との協議など都市計画決定に係る必要な手続きを行っており、不備または瑕疵はないものと考えております。</p>

番号	意見書の要旨	都市計画決定権者の見解
15	<p>次のことは、理由書に不備があることを示すもので、このまま手続きを進めてはならない。計画に変更が生じたからには、県との調整を改めて行い、計画の決定手続きをする必要がある。</p> <p>(以下理由)</p> <p>①計画には、学校内の諸施設は名称だけで、具体的な施設等の概要すら示されておらず、規模の必要性についての説明がない。</p> <p>②理由書には、名古屋市消防学校との関連は全く触れられておらず、「都市計画説明会」までの説明とは内容が異なる。</p> <p>③「臨空消防学校」の名称は、「都市計画説明会」での説明とは異なる。</p> <p>④計画が上位計画への整合性に適うとする説明は、「都市計画説明会」では全くなされておらず、理由書に挙げればよいというものではない。</p> <p>⑤都市計画マスタープランは、本計画を想定して策定したものであるため、理由書1「都市計画決定の必要性」の理由にはならない。</p> <p>⑥「計画が防災ビジネスの拠点」「にぎわいの創出する場所」とするは、理由書2「位置の妥当性」の理由にはならない。</p> <p>⑦「消防学校」の管理・教育等施設の具体性を欠いた内容では、理由書3「区域・希望の妥当性」にはならない。</p> <p>⑧愛知県の消防学校に名古屋市が加わることに正式な同意を表明していない以上は、理由書3が示す施設・規模の説明は、不確かで信頼性はなく妥当性もない。</p> <p>⑨臨空公園、防災公園を含め一体となった全域を「後方支援機能」として確保するを理由に挙げながら、図書参考図等の臨空公園には何も示されていない。</p> <p>⑩消防学校計画エリア東側（臨空公園隣接域）に沿い現公園の芝生広場をL字に抜け、拡幅する道路につながる災害時車両通路の表示が参考図にはない。</p> <p>< 2通（43名） ></p>	<p>都市計画の案の理由書については、住民が都市計画が決定され、又は変更される理由を十分に理解できるようにすることが必要であり、当該都市計画の都市の将来像における位置づけについて説明することが望ましいとされています。また、当該都市計画の必要性、位置、区域、規模等の妥当性について、できるだけわかりやすく説明するべきとされています。今回の理由書については、それらを適切に記載しているものと考えております。</p>

番号	意見書の要旨	都市計画決定権者の見解
16	<p>次のことは、計画をこれまで進めてきた提案者の態度や姿勢に不備・不足があることを示すもので、改まらない限り、計画に協力しようとする判断には至らない。</p> <p>(以下理由)</p> <p>①住宅者の移動先の当てや個々の要望を聞き取る時間的機会は十分あったのに全く行っていない。</p> <p>②農地地権者に対し、営農継続や代替地の希望など予備的にも聴取把握し対処しようとしてこなかった。</p> <p>③住宅者らに用地取得の期限と方法をこれまでの説明会で繰り返し、利害関係者に寄り添おうとする姿勢が全く感じられない。</p> <p>④農地地権者に対する提案者の姿勢に、「誠意」は全く感じられない。取得の期間など共有事項の全体説明会開催を提起しても対処しようとししない。</p> <p>⑤住宅者らの計画エリア変更の検討を望む提案も、断片的にしか受け止めずに各説明会では即座に否定し検討しようとししない。</p> <p>⑥「都市計画説明会」の質疑応答のまとめを関係者らに送付していない。</p> <p>⑦各説明会での質疑応答のまとめは、割愛したり当日とは異なる回答を記載し提案者に都合よく報告している。</p> <p>⑧「計画説明会」「事業計画説明会」のまとめを県防災安全局長名で送付しながら、いずれの会にも出席はない。</p> <p>⑨知事の「広報」での新年の挨拶は防災拠点整備についての言及はなく、来訪しての計画への協力要請もいまだにない。</p> <p>⑩「計画説明会」において参加者を座席指定にした結果、質疑や意見の挙手を萎縮させた。</p> <p>⑪住み慣れた生活環境の変換を強いられた住宅者を慮る言動は提案者には全くない。</p> <p>⑫「事業計画説明会」の説明が、音響等の事前の調節を怠ったことで聞き取りにくかったと認めておきながら、提案者は再度の開催を即座に拒んだ。</p> <p>⑬町議会からの二つの質疑事項を県当局は検討しておらず、町議会延いては町民を軽視した。</p> <p>⑭「事業計画説明会」において、町及び小牧市の都市計画審議会の開催を参加者に伏せた。傍聴する住民の機会を妨げ権利を侵害した。</p> <p>⑮小牧市都市計画審議会が「都市計画の変更について原案通り同意決定した。」ことを「事業計画説明会」の参加者に伏せた。町都市計画審議会の審議内容も、一か月後の議事録でしか把握できず遅れた。</p> <p>⑯各説明会を通じて、提案者は住民らが「尋ねないと答えない。」場面ばかりで、自らが進んで説明しようとししない。</p> <p>⑰他地域発生土を使用する場合の安全性について、提案者からの使用しないとする説明も確約もしていない。</p> <p>⑱測量範囲になかった区域を計画エリアに含め、範囲内にある区域を除外した合理的理由を示していない。</p> <p>⑲予定面積の大幅な変更なくエリアを変更することや、町予定エリアを含めて各予定面積を増減するなどの検討がなされていない。</p> <p>⑳農地全域を失うことになる地権者を慮ろうとする配慮、言動はない。</p> <p>㉑優良農作物生産者への対処が何も検討されていない。</p> <p>㉒知事宛の申し入れ書を知事に挙げず、担当者らの判断だけで回答してきた。</p> <p>㉓客離れにつながる事業者の移転は容易ではなく、事業所と一体となった住居の決断は難しい。</p> <p>㉔「補償の説明は都市計画決定後に」と何も言わずに、住宅の移動だけを求められても対処しようがない。</p> <p>㉕提案者は町の「第1回都市計画審議会」及び「第1回総合計画審議会」に同席せず、小牧市の「都市計画説明会」には同席し、委員からの質問に回答している。町及び町の審議会の軽視にあたり、責任感なく不実な態度である。</p> <p><2通(43名)></p>	<p>いただきましたご意見につきましては、今後も住民・地権者らの皆様に事業に対しご理解・ご協力いただける対応に努めるよう、事業者である愛知県に申し伝えました。</p> <p>また、豊山町も愛知県に協力し、より分かりやすく丁寧な情報提供や説明、対応に努めてまいります。</p>

番号	意見書の要旨	都市計画決定権者の見解
17	<p>計画のことがホームページにあるようですが、見られない人はどうするのか。住民は計画の概要を知らされていない。</p> <p><1通(1名)></p>	<p>計画の目的や概要を令和3年4月の「計画概要説明会」において、整備内容およびエリアを示した事業計画を令和3年12月の「都市計画説明会」にて地域住民を含む豊山町民を対象に説明を行っており、計画の周知を図ってまいりました。また、地区委員会や農業委員会、区委員会、実行組合委員会においても説明を行っております。今後も地区委員会や町民との懇談会などの機会をとらえ丁寧な説明を実施してまいります。</p>
18	<p>知事や担当局長が説明会に出席しない理由は何故か。</p> <p><1通(1名)></p>	<p>愛知県からは事業の実施における責任者が出席しているものと考えております。</p>
19	<p>住民らが一定の満足感が持てるような計画と実現に向けた真摯な対応を積み重ねずにして、合意形成を計れるのか。</p> <p><1通(1名)></p>	<p>今後も計画にご協力いただけるよう、より分かり易く丁寧な情報提供や説明、対応に努めていきます。</p>
20	<p>このような理由書で計画が決定されるのであれば、先祖から引き継いだ大切な土地の譲渡に応じることはできない。</p> <p><1通(1名)></p>	
21	<p>本計画の必要性・位置区域の妥当性・規模の妥当性についての評価はあるが、地域住民の生活・安全に対する評価がない。住民軽視ととれる理由書を元に計画が進められることに賛同できない。</p> <p><1通(1名)></p>	<p>理由書には地域住民の生活・安全に対する具体的な評価は記載していませんが、新たに大山川の調節池の整備を予定しているなど地域住民の生活・安全に配慮した施設となるよう整備を進めてまいります。なお、都市計画の案の理由書については、住民が都市計画が決定され、又は変更される理由を十分に理解できるようにすることが必要であり、当該都市計画の都市の将来像における位置づけについて説明することが望ましいとされています。また、当該都市計画の必要性、位置、区域、規模等の妥当性について、できるだけわかりやすく説明すべきとされています。今回の理由書については、それらを適切に記載しているものと考えております。</p>
22	<p>地籍図に地積番号が記載されていないのは何故か。</p> <p><1通(1名)></p>	<p>参考図書の地籍図は、公図上で都市計画決定の区域を明示したものであり、番号については、一部記載していない部分がありました。</p>
23	<p>消防学校の夜間訓練では、周辺住民は騒音被害に悩まされているようなので、騒音を出さない工夫を検討すべきである。</p> <p><1通(1名)></p>	<p>いただきましたご意見につきましては、事業者である愛知県に申し伝えました。現在、愛知県消防学校では屋外での夜間訓練は実施しておりませんので、臨空消防学校においても同様な対応を予定しています。</p>
<p>4. その他（代替地など）</p>		
24	<p>住宅者・地権者・住民らの代表と平常時に望まれる公園施設や緑地形態、地域の安全・環境などについて協議する場を設けて検討すべきである。</p> <p><2通(43名)></p>	<p>いただきましたご意見につきましては、事業者である愛知県に申し伝えました。今後、計画作成や設計を進める中で、ご意見・ご要望を伺いながら検討してまいります。</p>

番号	意見書の要旨	都市計画決定権者の見解
25	<p>移動せよと言われた住宅者は、あてもなくとても困っている。「～までに更地に、不動産屋を通して自分で探せ」は、土地を求める側の人と言う言葉や態度ではない。住宅や農地所有者が反発するのを承知の上で計画を進めよと言っているのか。</p> <p><1通(1名)></p>	<p>いただきましたご意見につきましては、事業者である愛知県に申し伝えました。代替地の確保につきましては、地権者の方のご意向を伺いながら、県・町が協力し、調査及びご提案できるよう努めてまいります。</p>
26	<p>青山地区に長年在住しているが、上青山地区に移り住むことが可能か。</p> <p><1通(1名)></p>	
27	<p>農業を今後続けたい人がどれくらいいて、どれくらいの替地を希望しているか掴んでいるか。県は替地を探しているのか。</p> <p><1通(1名)></p>	
28	<p>農業を続けたい人がいるが、替地を近くで探そうとしているか。</p> <p><1通(1名)></p>	<p>いただきましたご意見につきましては、事業者である愛知県に申し伝えました。令和4年1月から実施している個別相談にて、営農継続の希望や代替地の希望をお伺いしております。代替地の確保につきましては、地権者の方のご意向を伺いながら、県・町が協力し、調査及びご提案できるよう努めてまいります。</p>
29	<p>住宅の移動をしなければならない人に、親身になって相談にのってきたか。</p> <p><2通(2名)></p>	
30	<p>計画が決定されると、土地の利用が制限されてしまうことを所有者は知らない。</p> <p><1通(1名)></p>	<p>都市計画決定がなされると、都市計画法に基づき、区域内での建物の建築に制限がかかります。なお、当該区域については市街化調整区域であり、開発する場合は一定の要件を満たす必要があります。</p>
31	<p>「エリアを決定してから替地の相談に乗ります。」では、勝手が良いすぎるのではないか。</p> <p><1通(1名)></p>	<p>施設の規模については消防職団員等が自然災害・火災に備えた実践的な訓練を実施するために必要な面積を踏まえお示ししています。 また、臨空消防学校を含む愛知県基幹的広域防災拠点として、大規模災害時に県内全域の後方支援を行う施設としての必要な面積も兼ねております。 計画エリア内の居住者や営農継続希望者をエリアから除外することは、施設として成り立たなくなってしまうため、計画エリア外への移転をお願いするものです。</p>
32	<p>東日本大震災のように道路が寸断されれば陸路は断たれ、避難所までたどり着けるか疑問である。はたして避難所等施設を作る意味があるのか検討すべきである。もし避難所を作るのであれば、鉄骨建ての3階にして、1階は消防の宿泊施設、2・3階は避難所施設としたらどうだろうか。</p> <p><1通(1名)></p>	<p>避難所等については、今回の都市計画決定施設に含まれていませんが、ご意見は今後の検討にあたり参考にします。</p>